

兵庫県公報

令和2年3月3日 火曜日 第87号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	7
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	18
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	38
○ 同 上（同）	40
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	42
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	43
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	44

○同 上（中播磨県民センター）..... 45

告 示

兵庫県告示第242号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	（秘）裏風俗 超エレクト生本番	新東宝映画
同	女ざかり 白く濡れた太股	オーピー映画
同	優しいおしおき おやすみ、ご主人様	オーピー映画
同	悶撫乱（もんぶらん）の女 ふしだらに濡れて	オーピー映画



兵庫県告示第243号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
鳥取市
- 2 認可年月日
令和2年2月18日



兵庫県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和2年2月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

農村地域防災減災事業	上滝野地区	令和2年3月3日から 同 月23日まで	加東市役所
------------	-------	------------------------	-------



兵庫県告示第245号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第49条第3項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
令和2年3月11日（水）午前10時から午前11時まで
- 3 場所
兵庫県庁1号館1階 C会議室



兵庫県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和2年2月14日から同年10月30日まで
- 3 作業地域
円山川水系直轄管理区間及び沿川（豊岡市の一部）



兵庫県告示第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年2月3日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園浜二丁目地内



兵庫県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

- 2 作業期間
令和2年2月20日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
市川町甘地地内



兵庫県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年2月20日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲東園二丁目地内



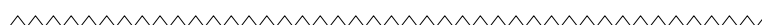
兵庫県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市西脇宮の前土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年3月16日から同年5月29日まで
- 3 作業地域
明石市大久保町西脇地内



兵庫県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
令和元年6月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
神河町福本地内



兵庫県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月11日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
淡路市石田地内



兵庫県告示第254号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間
令和元年11月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲東園一丁目地内



兵庫県告示第255号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて、令和2年3月3日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 河川の名称
二級河川千種川水系千種川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年3月3日
- 3 廃川敷地等の位置
赤穂郡上郡町大枝新字中川原528番、529番、530番、530番4、530番5、530番6、530番7、530番8、530番10、600番1、600番2、600番3、600番10、631番2
赤穂郡上郡町大枝字中垣内668番1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 54,270.08平方メートル



兵庫県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画道路
3.4.22号大日線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市神和町、市川橋通二丁目



兵庫県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.4.188号尼崎伊丹線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市御園町、開明町1丁目、西本町1丁目



兵庫県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
1.4.1号東播磨南北道路ほか1路線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
加古川市八幡町宗佐字香山、字上ノ山、字上畑、字城ノ内、字市場、字下池、字内町、字森ノ元、字芝崎、字池ノ内、及び字石原、下村字田中、字谷郷池、字河原山、字萬徳、字赤田、字山ノ下、字片山、字東大歳、字前谷及び字皿辻、野村字宮ノ前及び字沖並びに上西条字天王山及び字東澤、三木市別所町下石野字下山及び此辺並びに正法寺字出野、末広、正法寺山及び山ノ中並びに小野市檜山町字神木、字南畑、字テング、字北山、字三角山、字力石、字尻ヶ谷、字向山、字大崎、字西ノ垣内、字野田ノ上、字大坪及び字北ノ垣内、池尻町字山添江、字中尾、字向山、字請所、字下山ノ谷、字中山ノ谷、字東山及び字水ノ平並びに市場町字南山



兵庫県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.3.100号三田幹線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
三田市駅前町



兵庫県告示第260号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和2年3月9日から適用する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

表但馬信用金庫の項中

「		同 村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡	」
		同 美方支店	美方郡香美町小代区大谷	
を				
「		同 村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡	」

に改める。



兵庫県告示第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01但馬位置 0006号	2.2.20	朝来市和田山町宮田字橋ノ本238番2の一部、 240番の一部	5.00	30.02

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿田彦谷(2) I (235000100)	神崎郡市川町美佐 (別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金坂(3) (109000303)	相生市矢野町金坂 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(10) (109000304)	相生市矢野町榊 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(4) (109000305)	相生市矢野町森 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(1) I-2 (109000306)	相生市緑ヶ丘1丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐方(1) I-2 (109000307)	相生市佐方3丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
鶴亀(2) (109000308)	相生市若狭野町入野 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
口岩井(2) I (110010370)	豊岡市口岩井(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
福成寺(3)(急) I (110010371)	豊岡市福成寺、大谷(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
目坂(4) I (110010377)	豊岡市目坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(2) II (110010378)	豊岡市大谷(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(3) I (110010379)	豊岡市大谷(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
中郷(2)(急) I (110010380)	豊岡市中郷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤石(4)(急) I (110010381)	豊岡市赤石(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鶴井(3)(急) I (110010382)	豊岡市下鶴井(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

金剛寺(3)(急) I (110010383)	豊岡市金剛寺(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
中郷第九 (210010243)	豊岡市中郷(別図10のとおり)	土石流
中郷第十 (210010244)	豊岡市中郷(別図11のとおり)	土石流

(別図1から別図11までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
林(1) I-2 (110030088)	豊岡市竹野町林(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
森本(1)(1) I-2 (110030089)	豊岡市竹野町森本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
須野谷(1) II (110030090)	豊岡市竹野町須野谷(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤崎(1) I-2 (110040134)	豊岡市日高町赤崎（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分寺(1) I-2 (110040135)	豊岡市日高町国分寺（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
上石 I-2 (110040136)	豊岡市日高町上石（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
竹貫(1) I-2 (110040137)	豊岡市日高町竹貫（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤崎(3) II (110040138)	豊岡市日高町赤崎（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(4) II (110040139)	豊岡市日高町山本（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
水上(3) II (110040140)	豊岡市日高町水上（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺坂(3)Ⅰ (110050135)	豊岡市出石町寺坂（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷山(6)Ⅱ (110050136)	豊岡市出石町谷山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
八坂川(2)Ⅱ (210050106)	豊岡市出石町谷山（別図3のとおり）	土石流

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第979号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

屋形Ⅲ(135000051)の項中別図3、東小畑(1)Ⅱ(135000054)の項中別図6、東小畑Ⅰ(135000057)の項中別図9、奥御舟(2)Ⅱ(135000066)の項中別図18、鬼谷Ⅱ(135000099)の項中別図51、東川辺(1)Ⅱ(135000105)の項中別図57、谷(1)Ⅱ(135000117)の項中別図69、田中Ⅱ(135000123)の項中別図75、奥Ⅱ(135000125)の項中別図77、甘地Ⅲ(135000127)の項中別図79、西田中Ⅰ(135000128)の項中別図80、下瀬加四角ヶ谷Ⅰ(235000065)の項中別図116を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第52号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

緑ヶ丘(1)(1)Ⅰ(109000007)の項中別図7、佐方(2)Ⅰ(109000058)の項中別図57、佐方(1)Ⅰ(109000059)の項中別図58、緑ヶ丘(3)Ⅰ(109000103)の項中別図102、青葉台(1)(1)Ⅰ(109000104)の項中別図103、西後明(2)Ⅱ(109000130)の項中別図129、東後明(3)Ⅱ(109000137)の項中別図136、上松(1)Ⅱ(109000141)の項中別図140、西谷町(1)Ⅱ(109000156)の項中別図155、上土井(6)Ⅲ(109000168)の項中別図167、西谷町(1)Ⅲ(109000195)の項中別図194、佐方(2)Ⅲ(109000200)の項中別図199を次の図面のとおり改める。

龍泉(3)Ⅱ(109000134)の項中「龍泉(3)Ⅱ」を「竜泉(3)Ⅱ」に改め、別図133を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第54号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

若狭野2I(209000012)の項中別図1を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第1202号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

森I(109000213)の項中別図10、瓜生(2)I(109000227)の項中別図24、小河(6)II(109000260)の項中別図57を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第520号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

口岩井I(110010168)の項中別図73、福成寺(2)(急)I(110010178)の項中別図83、目坂(1)I(110010181)の項中別図86、大谷(1)I(110010190)の項中別図95、大谷(2)I(110010191)の項中別図96、大谿川(4)II(210010133)の項中別図203を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第616号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

中郷(急)I(110010261)の項中別図83、中郷第四(210010181)の項中別図99、市谷南谷II(210010191)の項中別図109、赤石(1)(急)I(110010284)の項中別図130、赤石(2)(急)I(110010285)の項中別図131、下鶴井(2)(急)I(110010289)の項中別図135、金剛寺(1)(急)I(110010290)の項中別図136、金

剛寺(2) I (110010291) の項中別図137、森(1) I (110010294) の項中別図140、森Ⅱ (110010295) の項中別図141、森(2) I (110010296) の項中別図142、山本 I (110010297) の項中別図143、堂ヶ谷川Ⅱ (210010208) の項中別図152を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 改正の案の閲覧期間
令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第1200号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
林(1) I (110030021) の項中別図70、森本(1)(1) I (110030026) の項中別図75、河内(1) I (110030028) の項中別図77、森本(1)(1) II (110030069) の項中別図118、御又(2)(1) II (110030073) の項中別図122、大谷川(1) II (210030059) の項中別図233を次の図面のとおり改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第156号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

国分寺(1) I (110040084) の項中別図84、水上(2) I (110040085) の項中別図85、山本Ⅱ (110040091) の項中別図91、赤崎(1) I (110040095) の項中別図95、竹貫(1) I (110040123) の項中別図123、上石 I (110040125) の項中別図125を改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

入佐(1)Ⅱ (110050032) の項中別図32、下谷(1) I (110050033) の項中別図33、下谷(3) I (110050038) の項中別図38、伊木(1) I (110050041) の項中別図41、寺坂 I (110050044) の項中別図44、桐野(2)Ⅱ (110050050) の項中別図50を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の方針は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御室(2)Ⅲ (135000047)	神崎郡市川町上瀬加(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北田中Ⅰ (135000049)	神崎郡市川町北田中(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
初鹿野Ⅱ (135000050)	神崎郡市川町屋形(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
屋形Ⅲ (135000051)	神崎郡市川町屋形(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西小畑Ⅰ (135000053)	神崎郡市川町小畑(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東小畑(1)Ⅱ (135000054)	神崎郡市川町小畑(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西小畑(1)Ⅱ (135000055)	神崎郡市川町小畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西小畑(2)Ⅱ (135000056)	神崎郡市川町小畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
東小畑Ⅰ (135000057)	神崎郡市川町小畑(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東小畑(2)Ⅱ (135000059)	神崎郡市川町小畑(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東小畑(3)Ⅱ (135000060)	神崎郡市川町小畑(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小畑(2)Ⅱ (135000061)	神崎郡市川町小畑(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小畑(3)Ⅱ (135000062)	神崎郡市川町小畑(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

小畑(1)Ⅱ (135000063)	神崎郡市川町小畑(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥御舟(2)Ⅰ (135000064)	神崎郡市川町小畑(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
奥御舟(1)Ⅱ (135000065)	神崎郡市川町小畑(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
奥御舟(2)Ⅱ (135000066)	神崎郡市川町小畑(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥御舟(3)Ⅱ (135000067)	神崎郡市川町小畑(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥御舟(4)Ⅱ (135000068)	神崎郡市川町小畑(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下瀬加Ⅲ (135000069)	神崎郡市川町下瀬加(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥御舟(1)Ⅰ (135000070)	神崎郡市川町小畑(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
御室(1)Ⅱ (135000084)	神崎郡市川町上瀬加(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
御室Ⅰ (135000085)	神崎郡市川町上瀬加(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸安Ⅱ (135000086)	神崎郡市川町上瀬加(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
御舟(2)Ⅱ (135000089)	神崎郡市川町下瀬加(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御舟Ⅰ (135000090)	神崎郡市川町下瀬加(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御舟(2)Ⅲ (135000092)	神崎郡市川町下瀬加(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
瓜生田(1)Ⅰ (135000093)	神崎郡市川町下瀬加(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
御舟(3)Ⅲ (135000094)	神崎郡市川町下瀬加(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
瓜生田(1)Ⅱ (135000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
瓜生田(2)Ⅱ (135000096)	神崎郡市川町下瀬加(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
鬼谷Ⅰ (135000097)	神崎郡市川町下瀬加(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鬼谷Ⅲ (135000098)	神崎郡市川町下瀬加(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

鬼谷Ⅱ (135000099)	神崎郡市川町下瀬加(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
加茂地(1)Ⅱ (135000100)	神崎郡市川町下瀬加(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
山添Ⅱ (135000101)	神崎郡市川町下瀬加(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
加茂地(2)Ⅱ (135000102)	神崎郡市川町下瀬加(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
峠Ⅱ (135000103)	神崎郡市川町下瀬加(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山添Ⅰ (135000104)	神崎郡市川町下瀬加(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東川辺(1)Ⅱ (135000105)	神崎郡市川町東川辺(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
東川辺(2)Ⅱ (135000106)	神崎郡市川町東川辺(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
東川辺(3)Ⅱ (135000107)	神崎郡市川町東川辺(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
東川辺(1)Ⅰ (135000108)	神崎郡市川町東川辺(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
東川辺(2)Ⅰ (135000109)	神崎郡市川町東川辺(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西川辺Ⅰ (135000111)	神崎郡市川町西川辺(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑Ⅲ (135000113)	神崎郡市川町小畑(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
浅野Ⅱ (135000114)	神崎郡市川町浅野(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
浅野Ⅲ (135000115)	神崎郡市川町浅野(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
浅野Ⅰ (135000116)	神崎郡市川町浅野(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
谷(1)Ⅱ (135000117)	神崎郡市川町谷(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
谷(2)Ⅱ (135000118)	神崎郡市川町谷(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
谷Ⅰ (135000119)	神崎郡市川町谷(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
谷Ⅲ (135000120)	神崎郡市川町谷(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり

谷(3)Ⅱ (135000121)	神崎郡市川町谷(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
田中Ⅲ (135000122)	神崎郡市川町田中(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
田中Ⅱ (135000123)	神崎郡市川町田中(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近平Ⅲ (135000124)	神崎郡市川町近平(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奥Ⅱ (135000125)	神崎郡市川町奥(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
坂戸Ⅲ (135000126)	神崎郡市川町坂戸(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
甘地Ⅲ (135000127)	神崎郡市川町甘地(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西田中Ⅰ (135000128)	神崎郡市川町西田中(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
保喜(2)Ⅰ (135000130)	神崎郡市川町保喜(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
初鹿野(2)Ⅰ (235000033)	神崎郡市川町屋形(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
諏訪北谷Ⅰ (235000039)	神崎郡市川町美佐(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり
皿池西谷Ⅰ (235000041)	神崎郡市川町神崎(別図65のとおり)	土石流	別図65のとおり
瀬加谷Ⅰ (235000050)	神崎郡市川町上瀬加(別図66のとおり)	土石流	別図66のとおり
瓜生田川Ⅰ (235000054)	神崎郡市川町下瀬加(別図67のとおり)	土石流	別図67のとおり
瓜生田谷Ⅰ (235000055)	神崎郡市川町下瀬加(別図68のとおり)	土石流	別図68のとおり
下瀬加出口谷(1)Ⅰ (235000058)	神崎郡市川町下瀬加(別図69のとおり)	土石流	別図69のとおり
下瀬加殿所Ⅰ (235000062)	神崎郡市川町下瀬加(別図70のとおり)	土石流	別図70のとおり
下瀬加永谷Ⅰ (235000064)	神崎郡市川町下瀬加(別図71のとおり)	土石流	別図71のとおり
下瀬加四角ヶ谷Ⅰ (235000065)	神崎郡市川町下瀬加(別図72のとおり)	土石流	別図72のとおり
追谷川Ⅰ (235000073)	神崎郡市川町小畑(別図73のとおり)	土石流	別図73のとおり

保喜穴宝Ⅰ (235000078)	神崎郡市川町保喜(別図74のとおり)	土石流	別図74のとおり
浅野谷Ⅱ (235000081)	神崎郡市川町浅野(別図75のとおり)	土石流	別図75のとおり
谷山下谷Ⅱ (235000082)	神崎郡市川町谷(別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
横倉山Ⅱ (235000083)	神崎郡市川町谷(別図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
奥甘谷Ⅱ (235000087)	神崎郡市川町奥(別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
殿所Ⅱ (235000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
足尾谷Ⅱ (235000098)	神崎郡市川町東川辺(別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
猿田彦谷(2)Ⅰ (235000100)	神崎郡市川町美佐(別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり

(別図1から別図81までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中郷 I (109000001)	相生市矢野町上土井 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
宮本 I (109000002)	相生市若狭野町下土井 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥山 I (109000003)	相生市若狭野町若狭野 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
株分(2) I (109000006)	相生市若狭野町野々 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
緑ヶ丘(1)(1) I (109000007)	相生市緑ヶ丘1丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鶴亀 I (109000008)	相生市若狭野町入野 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東後明 I (109000009)	相生市若狭野町東後明 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
竜泉(2) I (109000010)	相生市竜泉町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
竜泉(3) I (109000011)	相生市竜泉町 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
竜泉(1) I (109000012)	相生市竜泉町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山手(1) I (109000013)	相生市陸 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
菅原(1)(1) I (109000014)	相生市山手1丁目 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐方(6) I (109000056)	相生市那波 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山崎(1) I (109000057)	相生市佐方 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
佐方(2) I (109000058)	相生市佐方 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
佐方(1) I (109000059)	相生市佐方3丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
佐方(7) I (109000060)	相生市佐方3丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
佐方(5) I (109000061)	相生市佐方 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

佐方(3) I (109000062)	相生市佐方（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
佐方(8) I (109000069)	相生市佐方（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
竜泉(4) I (109000070)	相生市ひかりが丘（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
佐方(9) I (109000099)	相生市相生（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
峯浦(1) I (109000100)	相生市佐方（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
緑ヶ丘(2)(1) I (109000102)	相生市緑ヶ丘1丁目（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
緑ヶ丘(3) I (109000103)	相生市緑ヶ丘1丁目（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
青葉台(1)(1) I (109000104)	相生市青葉台（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
佐方(10) I (109000105)	相生市佐方（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
青葉台(1)(2) I (109000119)	相生市青葉台（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
青葉台(3) I (109000121)	相生市青葉台（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下土井(1) II (109000126)	相生市若狭野町下土井（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
下土井(2) II (109000127)	相生市若狭野町下土井（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
下田 II (109000128)	相生市矢野町下田（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西後明(2) II (109000130)	相生市矢野町下田（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西後明(3) II (109000131)	相生市若狭野町西後明（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
竜泉(1) II (109000132)	相生市竜泉町（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
竜泉(3) II (109000134)	相生市竜泉町（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東後明(3) II (109000137)	相生市竜泉町（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
竜泉(4) II (109000139)	相生市竜泉町（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

上松(1)Ⅱ (109000141)	相生市若狭野町野々(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
西谷町(2)Ⅱ (109000157)	相生市西谷町(別図41のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷町(3)Ⅱ (109000158)	相生市西谷町(別図42のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
佐方(1)Ⅱ (109000159)	相生市佐方(別図43のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
竜泉(5)Ⅱ (109000162)	相生市竜泉町(別図44のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
八洞Ⅱ (109000163)	相生市若狭野町八洞(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上土井(6)Ⅲ (109000168)	相生市若狭野町下土井(別図 46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
竜泉町(1)Ⅲ (109000177)	相生市若狭野町東後明(別図 47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
山手一丁目Ⅲ (109000180)	相生市陸(別図48のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
西谷町(1)Ⅲ (109000195)	相生市那波(別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西谷町(2)Ⅲ (109000196)	相生市那波(別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
佐方一丁目Ⅲ (109000197)	相生市佐方(別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
佐方(1)Ⅲ (109000199)	相生市佐方(別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
佐方(2)Ⅲ (109000200)	相生市佐方(別図53のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
佐方(3)Ⅲ (109000201)	相生市佐方(別図54のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
釜出(1)Ⅰ (109000204)	相生市矢野町釜出(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
釜出(2)Ⅰ (109000205)	相生市矢野町釜出(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
金坂Ⅰ (109000206)	相生市矢野町金坂(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
榊(4)Ⅰ (109000207)	相生市矢野町榊(別図58のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
榊(1)Ⅰ (109000208)	相生市矢野町榊(別図59のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり

榊(2) I (109000209)	相生市矢野町榊(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
榊(3) I (109000210)	相生市矢野町榊(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
中野 I (109000211)	相生市矢野町中野(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
能下(1) I (109000212)	相生市矢野町能下(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
森 I (109000213)	相生市矢野町森(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
上 I (109000214)	相生市矢野町瓜生(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
二木(3) I (109000215)	相生市矢野町二木(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
二木(1) I (109000216)	相生市矢野町二木(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
下項(1) I (109000217)	相生市矢野町真広(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
下項(2) I (109000218)	相生市矢野町下田(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
深山口 I (109000219)	相生市矢野町小河(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
小河(2)(1) I (109000220)	相生市矢野町小河(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
小河(1)(1) I (109000221)	相生市矢野町小河(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
観音 I (109000222)	相生市矢野町小河(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上土井 I (109000223)	相生市矢野町上土井(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
榊(5) I (109000224)	相生市矢野町中野(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
瓜生(1) I (109000226)	相生市矢野町瓜生(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
瓜生(2) I (109000227)	相生市矢野町瓜生(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
菅谷 I (109000228)	相生市矢野町菅谷(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
小河(3) I (109000229)	相生市矢野町小河(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり

小河(1)(2)Ⅰ (109000230)	相生市矢野町小河(別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
小河(2)(2)Ⅰ (109000231)	相生市矢野町小河(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
釜出Ⅱ (109000232)	相生市矢野町釜出(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
榊(1)Ⅱ (109000233)	相生市矢野町榊(別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
榊(2)Ⅱ (109000234)	相生市矢野町榊(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
榊(3)Ⅱ (109000235)	相生市矢野町榊(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
榊(4)Ⅱ (109000236)	相生市矢野町榊(別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
榊(5)Ⅱ (109000237)	相生市矢野町榊(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
榊(6)Ⅱ (109000238)	相生市矢野町榊(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
榊(7)Ⅱ (109000239)	相生市矢野町榊(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
榊(8)Ⅱ (109000240)	相生市矢野町榊(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
榊(9)Ⅱ (109000241)	相生市矢野町榊(別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
金坂(1)Ⅱ (109000242)	相生市矢野町金坂(別図92の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
金坂(2)Ⅱ (109000243)	相生市矢野町金坂(別図93の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
中野Ⅱ (109000244)	相生市矢野町中野(別図94の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
森(1)Ⅱ (109000245)	相生市矢野町中野(別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
能下(1)Ⅱ (109000246)	相生市矢野町能下(別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
能下(2)Ⅱ (109000247)	相生市矢野町能下(別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
森(2)Ⅱ (109000248)	相生市矢野町瓜生(別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
鍛冶屋Ⅱ (109000249)	相生市矢野町瓜生(別図99の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり

上Ⅱ (109000251)	相生市矢野町上（別図100の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
菅谷(1)Ⅱ (109000252)	相生市矢野町菅谷（別図101 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
菅谷(2)Ⅱ (109000253)	相生市矢野町菅谷（別図102 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
二木(1)Ⅱ (109000254)	相生市矢野町上（別図103の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小河(2)Ⅱ (109000256)	相生市矢野町小河（別図104 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
小河(3)Ⅱ (109000257)	相生市矢野町小河（別図105 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
小河(4)Ⅱ (109000258)	相生市矢野町小河（別図106 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
小河(5)Ⅱ (109000259)	相生市矢野町小河（別図107 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
小河(6)Ⅱ (109000260)	相生市矢野町小河（別図108 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
真広Ⅱ (109000261)	相生市矢野町真広（別図109 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
森(1)Ⅲ (109000274)	相生市矢野町森（別図110の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
森(2)Ⅲ (109000275)	相生市矢野町森（別図111の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
二木(3)Ⅲ (109000287)	相生市矢野町二木（別図112 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
小河(7)Ⅲ (109000297)	相生市矢野町小河（別図113 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
上土井(1)Ⅲ (109000299)	相生市矢野町上土井（別図 114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
金坂(3) (109000303)	相生市矢野町金坂（別図115 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
榊(10) (109000304)	相生市矢野町榊（別図116の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
鶴亀(2) (109000308)	相生市若狭野町入野（別図 117のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
福井1Ⅰ (209000003)	相生市若狭野町福井（別図 118のとおり）	土石流	別図118のとおり
若狭野1Ⅰ (209000005)	相生市若狭野町若狭野（別図 119のとおり）	土石流	別図119のとおり

若狭野町野々Ⅰ (209000008)	相生市若狭野町入野（別図120のとおり）	土石流	別図120のとおり
雨内Ⅰ (209000011)	相生市若狭野町雨内（別図121のとおり）	土石流	別図121のとおり
若狭野ⅡⅠ (209000012)	相生市若狭野町若狭野 赤穂市有年牟礼（別図122の とおり）	土石流	別図122のとおり
青葉台Ⅰ (209000018)	相生市青葉台（別図123の とおり）	土石流	別図123のとおり
竜泉町Ⅰ (209000023)	相生市竜泉町（別図124の とおり）	土石流	別図124のとおり
山手Ⅰ (209000038)	相生市山手1丁目（別図125 のとおり）	土石流	別図125のとおり
下土井Ⅱ (209000055)	相生市若狭野町下土井（別図 126のとおり）	土石流	別図126のとおり
東後明ⅠⅡ (209000060)	相生市若狭野町東後明（別図 127のとおり）	土石流	別図127のとおり
矢野町榊Ⅰ (209000074)	相生市矢野町榊（別図128の とおり）	土石流	別図128のとおり
矢野町金坂ⅠⅠ (209000075)	相生市矢野町金坂（別図129 のとおり）	土石流	別図129のとおり
矢野町金坂ⅡⅠ (209000076)	相生市矢野町金坂（別図130 のとおり）	土石流	別図130のとおり
小河ⅡⅠ (209000083)	相生市矢野町小河（別図131 のとおり）	土石流	別図131のとおり
小河ⅥⅠ (209000085)	相生市矢野町小河（別図132 のとおり）	土石流	別図132のとおり
榊川Ⅱ (209000091)	相生市矢野町榊（別図133の とおり）	土石流	別図133のとおり
榊ⅡⅡ (209000092)	相生市矢野町榊（別図134の とおり）	土石流	別図134のとおり
能下Ⅱ (209000095)	相生市矢野町能下（別図135 のとおり）	土石流	別図135のとおり
菅谷ⅢⅡ (209000097)	相生市矢野町菅谷（別図136 のとおり）	土石流	別図136のとおり
下田ⅣⅡ (209000102)	相生市矢野町下田（別図137 のとおり）	土石流	別図137のとおり
深山口Ⅱ (209000104)	相生市矢野町小河（別図138 のとおり）	土石流	別図138のとおり

小河3Ⅱ (209000105)	相生市矢野町小河（別図139 のとおり）	土石流	別図139のとおり
---------------------	-------------------------	-----	-----------

（別図1から別図139までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
 - (3) 提出期限
令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
口岩井第一 (110010167)	豊岡市口岩井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
口岩井Ⅰ (110010168)	豊岡市口岩井（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
福成寺(1)Ⅱ (110010175)	豊岡市福成寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
福成寺(2)（急）Ⅰ (110010178)	豊岡市福成寺、大谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
目坂(2)Ⅱ (110010180)	豊岡市目坂（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
目坂(1)Ⅰ (110010181)	豊岡市目坂（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

目坂(3) I (110010182)	豊岡市目坂 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
目坂(1) II (110010183)	豊岡市目坂 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
目坂第一 (110010184)	豊岡市目坂 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥岩井(1) II (110010185)	豊岡市奥岩井 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
奥岩井(3) II (110010186)	豊岡市奥岩井 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
奥岩井(2) II (110010187)	豊岡市奥岩井 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
奥岩井 I (110010188)	豊岡市奥岩井 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
福成寺(2) II (110010189)	豊岡市大谷 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大谷(1) I (110010190)	豊岡市大谷 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大谷(2) I (110010191)	豊岡市大谷 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
福成寺(3) II (110010193)	豊岡市大谷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
内町(1) II (110010195)	豊岡市内町 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
内町(2) II (110010196)	豊岡市内町 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
内町 I (110010197)	豊岡市内町 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
内町(3) II (110010198)	豊岡市内町 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
内町(4) II (110010199)	豊岡市内町 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
内町(5) II (110010200)	豊岡市内町 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
内町第一 (110010201)	豊岡市内町 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
辻(3) II (110010202)	豊岡市辻 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
辻(2) II (110010204)	豊岡市辻 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

辻第一 (110010205)	豊岡市辻 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
辻(2) I (110010206)	豊岡市辻 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
辻(1) II (110010207)	豊岡市辻 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
船谷(1) II (110010208)	豊岡市船谷 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
船谷(2) II (110010210)	豊岡市船谷 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
船谷(4) II (110010211)	豊岡市船谷 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
船谷(3) II (110010212)	豊岡市船谷 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
佐野第一 (110010228)	豊岡市佐野 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
納屋 I (110010234)	豊岡市納屋 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
引野第一 (110010255)	豊岡市引野 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
中郷(1) II (110010256)	豊岡市中郷 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
中郷(2) II (110010257)	豊岡市中郷 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中郷第一 (110010258)	豊岡市中郷 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中郷第二 (110010259)	豊岡市中郷 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中郷第三 (110010260)	豊岡市中郷 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中郷(急) I (110010261)	豊岡市中郷 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中郷(3) II (110010262)	豊岡市中郷 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中郷(4) II (110010263)	豊岡市中郷 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中郷(5) II (110010264)	豊岡市中郷 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
中郷(6) II (110010265)	豊岡市中郷、市谷 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

市谷第一 (110010266)	豊岡市市谷（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
市谷(1)Ⅱ (110010267)	豊岡市市谷（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
市谷(2)Ⅱ (110010268)	豊岡市市谷（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
市谷Ⅰ (110010270)	豊岡市市谷（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
市谷(3)Ⅱ (110010271)	豊岡市市谷（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
市谷第三 (110010272)	豊岡市市谷（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
船谷(1)Ⅰ (110010283)	豊岡市山本（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
赤石(2)(急)Ⅰ (110010285)	豊岡市赤石（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下鶴井Ⅱ (110010287)	豊岡市下鶴井（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
下鶴井(2)(急)Ⅰ (110010289)	豊岡市下鶴井（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
金剛寺(1)(急)Ⅰ (110010290)	豊岡市金剛寺（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
金剛寺(2)Ⅰ (110010291)	豊岡市金剛寺（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
森(1)Ⅰ (110010294)	豊岡市野上（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
森Ⅱ (110010295)	豊岡市野上（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
森(2)Ⅰ (110010296)	豊岡市森（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
山本Ⅰ (110010297)	豊岡市山本（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
船谷(2)Ⅰ (110010298)	豊岡市山本（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
口岩井第五 (210010092)	豊岡市口岩井（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
口岩井南谷Ⅱ (210010094)	豊岡市口岩井（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
目坂第一 (210010108)	豊岡市目坂（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり

奥岩井北谷Ⅱ (210010111)	豊岡市奥岩井（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
奥岩井第一 (210010112)	豊岡市奥岩井（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
奥岩川Ⅰ (210010114)	豊岡市奥岩井（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
コクマ谷Ⅱ (210010115)	豊岡市奥岩井（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
大谿川(2)Ⅱ (210010131)	豊岡市辻（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
大谿川(3)Ⅱ (210010132)	豊岡市辻（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
大谿川(4)Ⅱ (210010133)	豊岡市辻（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり
祥雲谷Ⅱ (210010136)	豊岡市辻（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
左支溪第三(2)Ⅱ (210010140)	豊岡市船谷（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
上佐野西谷Ⅰ (210010158)	豊岡市上佐野（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
引野第一 (210010177)	豊岡市引野（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
中郷第四 (210010181)	豊岡市中郷（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
中郷第八 (210010186)	豊岡市中郷（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
市谷第三 (210010190)	豊岡市市谷（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり
市谷南谷Ⅱ (210010191)	豊岡市市谷（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり
市谷北谷(1)Ⅱ (210010192)	豊岡市市谷（別図82のとおり）	土石流	別図82のとおり
赤石北中谷Ⅰ (210010203)	豊岡市赤石（別図83のとおり）	土石流	別図83のとおり
堂ヶ谷川Ⅱ (210010208)	豊岡市金剛寺（別図84のとおり）	土石流	別図84のとおり
右支溪第二Ⅱ (210010212)	豊岡市野上（別図85のとおり）	土石流	別図85のとおり

（別図1から別図85までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（5階）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東大谷(1) I (110030019)	豊岡市竹野町東大谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下塚(1) I (110030020)	豊岡市竹野町下塚（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
林(1) I (110030021)	豊岡市竹野町林（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
坊岡(1)(1) I (110030022)	豊岡市竹野町坊岡（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
坊岡(2)(1) I (110030023)	豊岡市竹野町坊岡（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
坊岡(3)(1) I (110030024)	豊岡市竹野町坊岡（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
市場(1) I (110030025)	豊岡市竹野町森本（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
森本(1)(1) I (110030026)	豊岡市竹野町森本（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
森本(2)(1) I (110030027)	豊岡市竹野町森本（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

河内(1) I (110030028)	豊岡市竹野町河内(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
須野谷(1)(1) I (110030030)	豊岡市竹野町須野谷(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
須野谷(2)(1) I (110030031)	豊岡市竹野町須野谷(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大森(1) I (110030032)	豊岡市竹野町大森(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小城(1) I (110030034)	豊岡市竹野町小城(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
二連原(1) I (110030035)	豊岡市竹野町二連原(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
銅山(1)(1) I (110030036)	豊岡市竹野町二連原(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
銅山(2)(1) I (110030037)	豊岡市竹野町二連原(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下村(1) I (110030038)	豊岡市竹野町椒(別図18のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中村(2)(1) I (110030040)	豊岡市竹野町椒(別図19のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
床瀬(2)(1) I (110030042)	豊岡市竹野町椒(別図20のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
轟(1) II (110030067)	豊岡市竹野町轟(別図21のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下塚(1) II (110030068)	豊岡市竹野町下塚(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
森本(1)(1) II (110030069)	豊岡市竹野町森本(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
森本(2)(1) II (110030070)	豊岡市竹野町森本(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
森本(3)(1) II (110030071)	豊岡市竹野町森本(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御又(2)(1) II (110030073)	豊岡市竹野町御又(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
河内(1)(1) II (110030074)	豊岡市竹野町河内(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大森(1)(1) II (110030076)	豊岡市竹野町大森(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大森(2)(1) II (110030077)	豊岡市竹野町大森(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

大森(3)(1)Ⅱ (110030078)	豊岡市竹野町大森(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
二ツ家(1)Ⅱ (110030079)	豊岡市竹野町三原(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
三原(1)Ⅱ (110030080)	豊岡市竹野町三原(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
小城(1)Ⅱ (110030081)	豊岡市竹野町小城(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
下村(1)(1)Ⅱ (110030082)	豊岡市竹野町椒(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下村(2)(1)Ⅱ (110030083)	豊岡市竹野町椒(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
床瀬(1)(1)Ⅱ (110030085)	豊岡市竹野町椒(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
床瀬(2)(1)Ⅱ (110030086)	豊岡市竹野町椒(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
床瀬(3)(1)Ⅱ (110030087)	豊岡市竹野町椒(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
須野谷(1)Ⅱ (110030090)	豊岡市竹野町須野谷(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
猪谷川Ⅰ (210030017)	豊岡市竹野町御又(別図40の とおり)	土石流	別図40のとおり
下森川Ⅰ (210030020)	豊岡市竹野町大森(別図41の とおり)	土石流	別図41のとおり
左支溪第五Ⅰ (210030023)	豊岡市竹野町御又(別図42の とおり)	土石流	別図42のとおり
森本(2)Ⅰ (210030025)	豊岡市竹野町森本(別図43の とおり)	土石流	別図43のとおり
坊岡Ⅰ (210030026)	豊岡市竹野町坊岡(別図44の とおり)	土石流	別図44のとおり
床瀬川Ⅱ (210030046)	豊岡市竹野町椒(別図45の とおり)	土石流	別図45のとおり
高田川Ⅱ (210030048)	豊岡市竹野町椒(別図46の とおり)	土石流	別図46のとおり
小風川Ⅱ (210030050)	豊岡市竹野町須野谷(別図47 のとおり)	土石流	別図47のとおり
八代川Ⅱ (210030053)	豊岡市竹野町三原(別図48の とおり)	土石流	別図48のとおり
大谷川(1)Ⅱ (210030059)	豊岡市竹野町金原(別図49の とおり)	土石流	別図49のとおり

(別図1から別図49までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
祢布 I (110040080)	豊岡市日高町祢布(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
久斗 II (110040081)	豊岡市日高町久斗(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
水上(1) I (110040082)	豊岡市日高町水上(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
国分寺(1) I (110040084)	豊岡市日高町国分寺(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
水上(2) I (110040085)	豊岡市日高町水上(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
国分寺 II (110080086)	豊岡市日高町国分寺(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
浅倉(2) I (110040090)	豊岡市日高町浅倉(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山本 II (110040091)	豊岡市日高町山本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

浅倉Ⅱ (110040092)	豊岡市日高町浅倉（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
赤崎(2)Ⅰ (110040094)	豊岡市日高町赤崎（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
赤崎(1)Ⅰ (110040095)	豊岡市日高町赤崎（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
日置Ⅱ (110040098)	豊岡市日高町日置（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
竹貫(2)Ⅰ (110040122)	豊岡市日高町竹貫（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
竹貫(1)Ⅰ (110040123)	豊岡市日高町竹貫（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上石Ⅰ (110040125)	豊岡市日高町上石（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
竹貫Ⅱ (110040126)	豊岡市日高町竹貫（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
赤崎(3)Ⅱ (110040138)	豊岡市日高町赤崎（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
山本(4)Ⅱ (110040139)	豊岡市日高町山本（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
水上(3)Ⅱ (110040140)	豊岡市日高町水上（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
竹貫南谷第二Ⅱ (210040004)	豊岡市日高町竹貫（別図20のとおり）	土石流	別図20のとおり
浅倉南谷Ⅰ (210040008)	豊岡市日高町浅倉（別図21のとおり）	土石流	別図21のとおり
水上南谷Ⅰ (210040010)	豊岡市日高町山本（別図22のとおり）	土石流	別図22のとおり
山本南奥谷Ⅰ (210040011)	豊岡市日高町山本（別図23の通り）	土石流	別図23のとおり

（別図1から別図23までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日（水）から同月25日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の方針は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷山(5)Ⅱ (110050023)	豊岡市出石町谷山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
谷山(4)Ⅱ (110050024)	豊岡市出石町谷山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
町分Ⅱ (110050025)	豊岡市出石町谷山（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
谷山(3)Ⅱ (110050026)	豊岡市出石町谷山（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
東条(2)Ⅰ (110050028)	豊岡市出石町谷山（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
入佐(2)Ⅱ (110050031)	豊岡市出石町谷山（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
入佐(1)Ⅱ (110050032)	豊岡市出石町谷山（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下谷(1)Ⅰ (110050033)	豊岡市出石町谷山（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下谷(2)Ⅰ (110050034)	豊岡市出石町谷山（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
谷山Ⅰ (110050035)	豊岡市出石町谷山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
谷山(1)Ⅱ (110050036)	豊岡市出石町谷山（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
谷山(2)Ⅱ (110050037)	豊岡市出石町谷山（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下谷(3)Ⅰ (110050038)	豊岡市出石町谷山（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

伊木(2) I (110050039)	豊岡市出石町谷山 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
伊木 II (110050040)	豊岡市出石町谷山 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
伊木(1) I (110050041)	豊岡市出石町谷山 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
寺坂(2) II (110050042)	豊岡市出石町寺坂 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
寺坂(1) II (110050043)	豊岡市出石町寺坂 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
寺坂 I (110050044)	豊岡市出石町日野辺・寺坂 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
日野辺 II (110050045)	豊岡市出石町日野辺 (別図 20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
桐野 I (110050048)	豊岡市出石町桐野 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
桐野(1) II (110050049)	豊岡市出石町桐野 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
桐野(2) II (110050050)	豊岡市出石町桐野 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
桐野(3) II (110050051)	豊岡市出石町桐野 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
寺坂(3) I (110050135)	豊岡市出石町寺坂 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
谷山(6) II (110050136)	豊岡市出石町谷山 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
和田山川 I (210050028)	豊岡市出石町町分 (別図27 のとおり)	土石流	別図27のとおり
八坂川(2) II (210050106)	豊岡市出石町谷山 (別図28 のとおり)	土石流	別図28のとおり

(別図1から別図28までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称） ケーズデンキ加古川店
 所在地 加古川市加古川町稲屋字横手917番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 代表者の氏名 杉本正彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 杉本正彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和2年10月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,385平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
138台
 - (2) 駐輪場の収容台数
36台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
16.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケーズデンキ	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和2年2月10日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年3月3日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年7月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験実施の期日及び日時

(1) 二級建築士

学科の試験 令和2年7月5日（日）

午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）

午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験 令和2年9月13日（日）

午前11時から午後4時まで（5時間）

(2) 木造建築士

学科の試験 令和2年7月12日（日）

午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）

午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験 令和2年10月11日（日）

午前11時から午後4時まで（5時間）

2 試験実施の場所

(1) 二級建築士

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験 同上

(2) 木造建築士

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験 同上

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込受付期間

令和2年3月25日（水）から同月31日（火）まで

イ 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市奥池町1番1733
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市奥池町27番1
河野 宜 剛
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年11月26日
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-4-2号(30芦屋)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市塩屋字三ツ樋濱1021番4、1021番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市中広字東沖1150番地の5
高井メンテナンス有限会社 代表取締役 内波 靖 昌
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年1月6日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-27号(1赤穂)